

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	令和7年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会					
開 催 日 時	令和7年7月28日（月）13：30～15：30					
開 催 場 所	横須賀市消防局庁舎3階 消防第2・3会議室					
出席者 ※会長・・・◎ 副会長・・・○		片山 満里	◎	野間 俊行		茂木 奈々
	欠席	角田 孝子		曾根 健治	○	村松 康之
	欠席	坂口 敏子		三富 淳		金 明夫
		笹谷 月慧	欠席	高根沢 奈津子		藤田 博
		安島 浩輔		中野 徹		内田 自栄
	欠席	柏崎 嘉則		樽井 彰子		市川 壽一
		菊池 尚		坂本 好輝		佐藤 弘朗
	欠席	越川 紀久雄	代理	森下 文章	代理	笠井 熱史
	※傍聴者 1名					
次回開催予定日	令和7年11月14日（金）13：30～					
問い合わせ先	所属名、担当者名 横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課 企画係 鈴木、稲葉 電 話 番 号 046-822-8245（直通） メールアドレス hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp					
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約		要約した理由			
内 容	● 開会 （事務局長） ただいまから、令和7年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。本日はご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第10条に基づき、今年度は横須賀市が事務局を務めさせていただきます。私は、横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課長の清水と申します。よろしくお願いいたします。 また、申し合わせにより、会長職は1年交代となっております。会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。					
	● 委員の委嘱 （事務局長）					

今年度は人事異動等により、3名の委員の方が新たに選任されました。お名前をご紹介しますので、お手元の委員名簿をご覧ください。まず、横須賀市民生局福祉こども部 介護保険課長 茂木委員。続いて、鎌倉市社会福祉協議会 地域福祉課長 曾根委員。最後に、鎌倉市健康福祉部 高齢者いきいき課長 村松委員 です。以上の皆様には、先に送付いたしました通知をもって、委嘱をさせていただいております。

● 協議会の成立要件

(事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ19名のご出席をいただいております、設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているため、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、設置要綱第8条第4項の規定により、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 主席運輸企画専門官 森下委員の代理で岩松様に、神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部地域福祉課長 笠井委員の代理で山田様にご出席をいただいております。

● 委員及び事務局の紹介

(事務局長)

それでは、今年度最初の会議となりますので、お手元の委員名簿の順番で横須賀市の片山委員から順番に自己紹介をお願いいたします。

(各委員が、順に自己紹介)

(事務局長)

ありがとうございました。皆様よろしくお願いいたします。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、横須賀市の順に自己紹介をお願いいたします。

(各事務局が、順に自己紹介)

● 正副会長の選出

(事務局長)

次に、会長の選出に移りたいと存じます。

会長の選出につきましては、設置要綱第6条第2項で委員の互選となっておりますが、申し合わせにより、事務局市の中から選出することとなっております。

横須賀市選出委員で協議を行った結果、野間委員に会長をお引き受けいただけないかと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

	(事務局長) ありがとうございます。それでは野間委員に会長をお願いしたいと存じます。野間委員、会長席にお移りください。 (野間委員、会長席へ移動) (事務局長) それでは設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長をお願いいたします。 (会 長) 改めまして皆様こんにちは。本日は暑い中ご足労をいただきありがとうございます。地域福祉の向上を図るためにも、一生懸命、議事の進行を務めさせていただきたいと存じます。また、議事が円滑に進行するよう、皆さまのご協力、ご支援を賜りたいと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。 それでは着座にて、会を進めさせていただきます。 副会長につきましては、設置要綱第6条第4項の規定により、会長の指名する委員となっております。次年度の事務局となる鎌倉市選出の鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課長 村松委員をお願いしたいと存じます。 村松委員、副会長席にお移りください。 (村松委員、副会長席へ移動) (会 長) それでは、村松副会長から一言ごあいさつをお願いします。 (副会長) 改めまして皆様こんにちは。ただいま副会長の選任を受けました、鎌倉市高齢者いきいき課長の村松と申します。よろしくお願いいたします。 福祉有償運送は高齢者や障害をお持ちの方の移動手段の一助となっている、大変有意義な制度と考えております。横須賀・三浦地区は神奈川県下でも高齢化率が高い地域であり、今後、高齢化が進む中、外出する際の移動手段として、福祉有償運送の利用を希望される方が増加していく傾向にあるのではないかと考えております。 本日は、委員の皆様と一緒に、利用者の方にとって、より良い事業となるように会議に参加させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 ● 会議の傍聴及び公開について (会 長) それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。 (傍聴者入場)
--	--

(会 長)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

はじめに傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、法人及び個人の情報が含まれておりますので、協議会終了後、速やかに事務局へ返却いただくこととなります。

また、会議中は撮影及び録音は禁止されておりますので、ご了承ください。その他、注意事項は遵守されますようお願い申し上げます。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、本日、机上配布をしております資料の確認をさせていただきます。本日配布しておりますのは、横須賀市から「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の追加資料1枚、鎌倉市から「福祉クラブ生活協同組合」の追加資料3枚、葉山町から「一般社団法人 みんなのまち」の追加資料5枚となります。漏れ等ございましたら、お知らせください。

それでは、本日の会議の進め方及び今後の予定について、ご説明します。

本日は、合意を要する協議事項としまして、新規申請が3件、更新申請が3件ございます。次に、合意を要しない報告事項としまして、軽微な変更が9件、令和6年度の実績報告が15件ございます。

なお、「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」における改善報告につきましては、更新申請の協議時に事業所からご報告させていただきます。

次に、今後の予定ですが、協議会は年3回の開催を考えており、次回は11月の開催とさせていただく予定です。本日の最後に改めて日程についてお知らせいたします。

会議の進め方、及び今後の予定については以上となります。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、ただ今の事務局からの説明のとおり行ってまいります。

● 議題 新規・更新申請の協議について

(会 長)

次に、「次第4」の「新規・更新申請の協議について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

	(事務局) 今回の新規申請は、横須賀市から「特定非営利活動法人 Fun Place 39」、鎌倉市から「特定非営利活動法人 お助けらっこ」、葉山町から「一般社団法人 みんなのまち」の合計3件です。 次に、更新申請は、横須賀市から「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」、鎌倉市から「福祉クラブ生活協同組合」の事業所2件分で合計3件となります。 【新規申請】 (会 長) それでは、新規申請の協議に入りたいと存じます。 「特定非営利活動法人 Fun Place 39」の方、横須賀市事務局は説明席に移動願います。 (説明席に移動) (会 長) 新規申請について事務局から説明をお願いします。 (横須賀市事務局) それでは「特定非営利活動法人 Fun Place 39」の新規登録申請についてご説明いたします。 はじめに「1 運送主体」についてです。代表者は本日同席しております、「宮浦 めぐみ氏」です。主たる事務所の所在地は「横須賀市久里浜4-3-12 Lビル3階」です。定款、登記事項等につきましては、添付資料のとおりです。 「2 運送の区域」は横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町となります。 「3 旅客から収受する対価」については、時間制としており、30分まで15分当たり500円、以降は15分ごとに250円を加算となります。また、運送以外の対価については、送迎料金が200円、待機料金が30分毎に500円、介助料が1,100円、付添料が550円です。複数乗車については2名までとしており、この場合の介助料、付添料、有料道路や駐車場料金は折半としております。 「4 運送しようとする旅客の範囲」は、11名を予定しております。 「5 (1) 法令遵守」については、当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。 「5 (2) 必要な車両」については、使用車両台数はセダン型車両が4台で、そのうち2台が軽自動車となります。また、4台のうち3台が法人所有、1台が持ち込み車両です。持ち込み車両については、契約書類を添付しておりますので、ご確認をお願いします。 「5 (3) 運転者の確保」については、現状、4名の運転者を登録しております。いずれの運転者も第二種免許の取得はしておりませんので、神奈川福祉移動サービスネットワーク主催の福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を修了しております。資料12に修了証を添付しておりますので、ご確認をお願いします。
--	--

「５（４）～（６）運行管理体制等の整備、事故発生時の対応整備」については、運行管理マニュアルにより、適切な管理・整備等を行っております。資料13、15、16に添付しておりますので、ご確認をお願いします。

「５（７）損害賠償措置」については、資料17に保険証書の写し及び宣誓書を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会 長）

ありがとうございました。

ただ今、横須賀市事務局から説明がありました件につきまして、質問等はございますでしょうか。

（市川委員）

２点お伺いします。

１点目は、運行の範囲についてです。資料には横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町と記載がありますが、福祉有償運送ガイドブックには「運送の区域は運営協議会の地域全域ではなく、旅客の居住地及び目的地等から見て合理的であり、かつ、運行管理が適切かつ確実に行われると認められる範囲となる」とされています。現行、利用予定者名簿には横須賀市と横浜市在住の方のみであるため、なぜ逗子市、三浦市、葉山町を運行範囲に入れているのか事前に質問をさせていただいたところ、「今後増える見込みがあるため」との回答がありましたが、ガイドブックの規定にそぐわないと思うので、現行では横須賀市のみとされたほうが良いかと思います。

２点目は、11名の利用者のうち7名が横浜市在住であり、それぞれ利用者の自宅にお迎えに行かれると思います。そのため、運行範囲の「上記以外の市町村名」のところは「なし」ではなく、「横浜市」と記載された方が良いかと思います。

また、運転者に横浜市在住の方が1名いらっしゃる、横浜市から横須賀市まで点呼に来て、横浜市に迎えに行くというケースがあるかと思いますが、その場合、運行管理に無理があると感じますが、どのように管理をされていくおつもりでしょうか。

以上、２点について回答をお願いします。

（事業者）

特定非営利活動法人 Fun Place 39の理事長をしております宮浦と申します。よろしくお願いいたします。

１点目のご質問につきましては、今年の秋に三浦市で新規事業を行う予定があり、三浦市在住の方で福祉有償運送の利用希望者がいらっしゃるためです。また、当法人は横須賀市の佐島の丘でスポーツ支援の活動をしており、逗子市にお迎えに行くことがありましたので、逗子市を入れさせていただいております。

２点目につきましては、私どもは12年前から重度の障害をお持ちの方のリハビリ・サポートをする任意ボランティア団体を運営しておりまして、そこで支援をさせていただいている利用者様を対象に、福祉有償運送事業を実施するこ

	とを想定しております。 利用者様の中には、家族やボランティアの方々と一緒に横須賀市までは来ることが出来るという方が多くいらっしゃいますので、こちらから横浜市までお迎えに行くということは、現状では想定しておりません。 また、横浜市在住の運転手1名については、法人事業の中で、一緒に横須賀市内で活動をしている人間です。横浜市から横須賀市の事業所に出勤し、そこから利用者を送迎する、ということを考えておりましたので、横浜市まで利用者様をお迎えに行く、ということになるまでは、少ない人数で可能な限り対応させていただきたいと考えております。 (市川委員) 良く分かりました。 色々な事業をされている中での福祉有償運送だと思いますので、混同しないように、あくまで障害をお持ちになっている利用者様の送迎という部分での協議会でございますので、その辺は明確にしていただければと思います。 また、今のお話で横須賀市まではどなたかが連れてきてくださるということですので、福祉有償運送は発生しないという理解でよろしいでしょうか。 (事業者) はい。 (市川委員) そうしますと、「上記以外の市町村名」は「なし」でも良いと思いますが、逗子市と葉山町は外されたほうがよろしいかと思っておりますので、ご検討をお願いします。 (会 長) 市川委員からご指摘のあった運送の区域につきましては、明確な予定がされていない状況のため、逗子市、葉山町は外したほうが良いかと思っておりますが、そこは修正されるということでよろしいですか。 (事業者) はい。運輸支局への申請時には修正いたします。 (会 長) それでは、逗子市、葉山町は削除をお願いします。くれぐれも、市川委員が申し上げましたように、横浜市からの送迎の件は必ず守っていただいて、安全運転に寄与していただくよう、よろしくお願いいたします。 それでは、他にご質問もないようですので、本件につきましては一部修正することを条件に協議が調ったということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声多数)
--	--

(会 長)

それでは「特定非営利活動法人 Fun Place 39」の方、ありがとうございました。退席していただいて結構です。横須賀事務局の方は自席にお戻りください。

続きまして「特定非営利活動法人お助けらっこ」の方、鎌倉市事務局は説明席に移動願います。

(説明席に移動)

(会 長)

新規申請について事務局から説明をお願いします。

(鎌倉市事務局)

鎌倉市高齢者いきいき課の進士と申します。よろしくお願いします。

はじめに、「特定非営利活動法人お助けらっこ」の新規登録申請のご説明の前に、お手元の資料「福祉有償運送の新規登録申請の概要」の資料番号について、訂正をさせていただきます。

まず、「(6)の事故発生時の対応の整備」についてです。資料13～15と記載をしておりますが、正しくは資料13、14、16、となります。

次に、「(7)損害賠償措置」について、資料16と記載をしておりますが、正しくは資料17となります。

最後に、「(8)その他必要と認められる措置」について、資料14、15と記載をしておりますが、正しくは資料14、16となります。

以上が訂正事項となりますので、修正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、新規登録申請について、ご説明をさせていただきます。

「1 運送主体」についてです。運送主体である法人の名称は「特定非営利活動法人 お助けらっこ」で、代表者は本日同席しております「和田 光正 氏」です。主たる事務所所在地は「札幌市豊平区平岸三条八丁目2番10－803号」です。定款、登記事項証明等につきましては、添付資料1～4をご参照ください。

「2 運送区域」についてです。運行範囲は鎌倉市としており、資料1に記載をしております。上記以外の市町村に横浜市がありますが、こちらは資料5をご参照ください。

「3 旅客から収受する対価」についてです。運送の対価は初乗り2 kmまでが500円、以降走行1 km当たり200円加算となります。運送の対価以外の対価としまして、迎車回送料金が事務所から2 km以内は300円、2 kmを超えると500円、待機料金が5分ごとに150円となります。その他、介助料が30分ごとに1,100円、夜間は1回550円を加算します。なお、夜間は17時から翌朝8時までの間を指します。日曜、祝日、年末年始の運送については1回550円を加算としております。付添、添乗料が10 km未満は1,650円、10 km以上は3,300円で、介助料と同様、夜間は1回550円、日曜祝日年末年始は1回550円加算となります。福祉車両設備利用料は1回550円、車椅子貸し出し使用料は1回110円。車椅子の階段介助料金は2階が1回1,100円、3階以上については、2階の料金から1階層につき550円の加算となります。複数乗車はありません。運送対価の詳細

細につきましては、添付いたしました資料6に記載をしておりますのでご参照ください。

「4 運送しようとする旅客の範囲」についてです。利用会員名簿の作成管理主体は「特定非営利活動法人お助けらっこ」、利用会員名簿登載予定者数は、1名です。添付いたしました資料7をご参照ください。

「5（1）法令遵守」についてです。当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。こちらは資料8をご参照ください。

「5（2）必要な車両」についてです。使用車両台数は、軽自動車の車いす車が1台です。旅客のニーズに対応した車両の保有状況としまして、適切な保有状況と認められます。こちらは、添付いたしました資料1をご参照ください。

契約締結状況につきましては、資料10をご参照ください。なお、契約書につきまして、何点か読みかえていただきたい箇所がございます。「第3条（1）運転者」及び「第7条 その他」で、空欄となっているところには「お助けらっこ」が入ります。また、「お助けらっこ」の押印左上も空欄となっておりますが、こちらには「事業者」が入ります。

次に「5（3）運転者の確保」に移ります。運転者人数は1名で、第二種免許の取得はありません。運転者講習及びセダン等運転者講習を受講し修了しており、修了証を資料11、12に添付しておりますのでご参照ください。

「5（4）～（6）の運行管理体制・整備管理責任体制、事故発生時の対応の整備」についてです。いずれについても運行管理マニュアルにより、適切な管理・整備等を行っております。各種体制等につきましては、資料13、14、16に添付しておりますのでご参照ください。

「（7）損害賠償措置」についてです。契約保険会社名は「損保ダイレクト損害保険株式会社」、契約内容是对人対物無制限の契約が締結されており、適切な措置がとられていることが確認できます。資料17に保険証書を添付しておりますので、ご参照ください。

最後に「（8）その他必要と認められる措置」についてです。苦情対応体制について、運行管理マニュアルにより苦情処理責任者を定め、適切な対応が行われるよう整備しております。詳細は資料14、16をご参照ください。

新規申請の概要は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会 長）

ありがとうございました。

ただいま鎌倉市事務局から説明がありました件につきまして、ご質問等がございますでしょうか。

（菊池委員）

事前に他の委員からご質問があり、お答えをいただいているかと思いますが、根本的な話として、代表者がドライバーを兼任し、1名のみで行うというところが非常に気になっています。横浜市に事務所があるということで、今回は営業区域の拡大という意味なのかというのが、確認の1点です。

それから、現在の体制だと致し方がないと思いますが、運行管理体制において補助者の方が東京都在住ということで、現実的にどうなのかということ。事

	事故処理、苦情対応、代表者、運転者、担当者が全部同じ人なので、ご自身の事故処理とか、万が一ご自身に対する苦情処理となると、少し現実的ではないと思いますので、この辺は改善の必要があるかと思います。 最後に、資料に車検証がありますが、住所が古い記載のものなので、最新の車検証をつけていただければと思います。 横浜市に事業所があるということですが、「お助けらっこ」さんの全容が分からないので、まずはその辺の説明をしていただいた上で、運行管理体制についてのお考えをお伺いしたいと思います。 (事業者) 弊社では、横浜市旭区の団地において福祉有償運送事業をすでに行っており、その中で火・木・土の曜日に、鎌倉市内の病院まで透析患者さんをお送りするという仕事をしております。 今回の申請は、運送先の病院の関連施設に住宅型の有料老人ホームがあり、そちらに入所されている透析患者を病院まで送迎してほしいという依頼を受けたため、協議に諮らせていただいたものです。 管理体制につきましては、本社が札幌にある会社のため、まずは横浜市に限定して今年の5月から有償運送事業を開始したばかりであり、現状、十分な人員を確保できていない状況です。今後、車両数や利用者数が増えれば、管理者や事故対応者を含め、人員を確保していく必要があると考えています。 現状では、問合せ等の電話は東京都にある事業所の職員が受け、私に連絡をいただくという体制ですが、今後、今年中に1名、来年には2名を増員し、しっかりとした管理体制で事業を実施したいと考えております。 (菊池委員) 承知しました。 (会 長) 現状では車両台数が1台のため、関係はないかと思いますが、車両が5台以上になると、アルコールチェックなど公安委員会の様々なチェックが入りますので、そこは十分ご注意いただきたいと思います。 1名で全ての運行管理をされるのは大変ですので、今後、人数を整えていただき、体制の整備をしていただければと思います。 他にご質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。 (岩松代理) 運送しようとする旅客の範囲について、「イ」～「ト」の全ての区分を申請されていると思いますが、現状、利用予定者は「ニ」の区分の1名のみであると思います。他の区分については、今後、利用予定者がいるため申請されているのか、単に記載ミスなのかを確認させてください。 (事業者) 名簿に記載している1名は病院の透析患者さんですが、関連施設の住宅型老人ホームには、障害をお持ちの方や車椅子の方がいらっしゃり、有償運送の利
--	--

	用が目に見えている状況のため、申請をさせていただいております。 (岩松代理) ありがとうございます。 ガイドブック上ですと「申請段階で明確な運送計画がない区分に関しては申請できない」とされているので、今のところは「二」の区分のみを申請していただき、今後、実際に利用者が増えたら、範囲を広げる申請をしていただければと思います。 (事業者) はい、承知しました。 (会 長) ただ今の岩松代理のご発言によりますと、運送しようとする旅客の範囲は、すでに該当者がいる、或いは、今後出てくるという確実性がないものについては申請をしない、というご指摘を受けましたので、事業者の方その辺はよろしいでしょうか。 (事業者) 1点確認ですが、来月には障害者や要介護取得者の方を運送する予定があるため、その方を名簿に記載するということであれば、問題はないでしょうか。 (岩松代理) その方は区分のどこに該当する方でしょうか。 (事業者) 「イ」と「二」です。 (岩松代理) そうしましたら、その方を利用予定者名簿に記載し、「イ」と「二」の区分についても旅客の範囲に加え、申請していただければと思います。他の区分の方については、具体的に予定が決まってから追加していただくようお願いします。 (会 長) ただいま岩松代理からご指摘のありました、運送しようとする旅客の範囲については、該当する「イ」と「二」のみを申請し、後日名簿を出していただくということにいたします。 それでは、他にご質問もないようですので、本件につきましては一部修正することを条件に協議が調ったということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声多数)
--	--

	(会 長) それでは「特定非営利活動法人お助けらっこ」の方、ありがとうございます。退席していただいて結構です。鎌倉市事務局の方は自席にお戻りください。 続きまして「一般社団法人みんなのまち」の方、葉山町事務局は説明席に移動願います。 (説明席に移動) (会 長) 新規申請について事務局から説明をお願いします。 (葉山町事務局) 葉山町福祉課の蒲谷と申します。 本日は、理事長の上野さん、事務担当の須藤さん、鴨田さんにお越しいただいておりますので、同席させていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。 まず、皆様のお手元に追加資料5枚を配布させていただいておりますので、併せてご確認をお願いいたします。詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。それでは、申請の概要に沿って説明をさせていただきます。 はじめに「1 運送主体」は、「一般社団法人みんなのまち」、代表者は「上野 政宗 氏」です。主たる事業所の所在地は「葉山町神上山口1278—3」です。定款につきましては、添付資料のとおりです。登記事項証明書につきましては、本日机上に配付しております資料3をご確認ください。なお、役員に関する事項に変更があり、7月16日付けで変更登記申請を行ったことに伴い、証明書は本日間に合いませんでしたので「変更登記申請書を受け付けたことを証明する書類」を添付しております。 「2 運送の区域」は、葉山町、逗子市、横須賀市、三浦市です。 「3 旅客から収受する対価」は、1km当たり300円です。遠方料金につきましては、一部修正をさせていただきます。「20km以上」と記載があるところ、正しくは「20.01km以上」となります。遠方料金は10km当たり1,000円とし、上限は2,000円となります。運送の対価以外の対価は乗降介助料が500円。迎車料金は2kmまで無料、5kmまで500円、最大料金1,000円です。付添介助料金は30分当たり1,100円、待機料金は30分当たり1,100円となります。ただし、運転者がヘルパーになった場合は待機料金が無料となり、付添介助料が加算されます。福祉用具は500円、添乗料金は30分当たり1,100円です。複数乗車はありません。 「4 運送しようとする旅客の範囲」ですが、添付資料のとおり、現在の登録予定者は15名です。 「5 (1) 法令遵守」ですが、当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。 「5 (2) 使用車両台数」ですが、セダン型車両3台の内、所有車両は1台、持ち込み車両は2台となります。持ち込み車両の契約締結状況について、使用契約書を添付しておりますのでご確認ください。
--	--

	「５（３）運転者の確保」につきましては、運転者が６名おり、その内、第２種免許の取得者が２名となります。講習受講状況としましては、福祉有償運送運転者講習を４名が受講しており、セダン等運転者講習を２名、介護福祉士を１名、介護職員研修を１名が修了しております。詳細は追加配布資料をご確認ください。 「５（４）～（６）、（８）の運行管理、整備体制、事故処理連絡体制や苦情対応体制」については、運行管理マニュアルにより、適切な管理や整備等を行っております。 最後に「５（７）損害賠償措置」については、保険証の写しを添付しており、適切な措置がとられております。 以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （会 長） ありがとうございました。 ただいま葉山町事務局から説明がありました件につきまして、ご質問等がございますでしょうか。 （市川委員） 次回更新時でも良いですが、資料「新規登録申請の概要」の「３ 旅客から收受する対価」には、運送の対価以外の対価についても記載していただくのが通例になっていると思いますので、次回から記載していただければと思います。 それから、三浦市在住の利用予定者は現状いないため、本来であれば運送の範囲の中に三浦市を入れるべきではないと思います。 次回更新時にはその辺も明確にされて、利用者のいる地域の運送をするという内容でご提出いただいた方がよろしいのかなと思いますので、お願いいたします。 （事業者） ご指摘の点承知いたしました。 現在、三浦市の利用予定者はいらっしゃらないですが、三浦市内の病院に運送することを想定しまして、運送範囲として入れさせていただいております。 （会 長） 運輸支局の岩松さんどうですか。 （岩松代理） ガイドブック上「発着のいずれかが区域内にあること」とされています。三浦市の病院に運送するということであれば、三浦市が発着になると思うので、そのような事情であれば、入っていても問題はないかと思います。 （会 長） 他にご質問等がありますでしょうか。 それでは、協議が調ったということでよろしいでしょうか。
--	---

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは「一般社団法人 みんなのまち」の方、ありがとうございました。
退席していただいて結構です。葉山町事務局の方は自席にお戻りください。

【更新申請】

(会 長)

続きまして、更新申請の協議に入りたいと存じます。

「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の方、及び横須賀市事務局は説明席に移動願います。

(説明席に移動)

(会 長)

はじめに「特定非営利法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の更新申請の前に、同事業所におけるこれまでの経過について事務局から説明後、前回からの課題である運営体制における改善報告について、事業所から報告をお願いいたします。

(横須賀市事務局)

横須賀市介護保険課の佐藤と申します。

本日は「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の更新申請の協議の前に、同事業所から改善報告がございますが、先だって、横須賀市事務局より同事業所における経緯について概略をご説明させていただきます。本日追加で配付いたしました「三浦半島高齢者福祉事業所の更新に係る経緯について」をご覧ください。

同事業所においては、管理体制等についての問題が続いており、令和6年度第3回の協議会において更新申請のご協議をいただきましたが、管理体制の改善がされていないとの判断で、更新が保留となったという状況です。

経過としまして、まず、令和5年6月から11月にかけて、事業所の事務員の方からの内部告発を発端とし、同事業所における杜撰な管理体制や、違法行為に関する問題が明らかとなりました。主な事項として「複数人の運送をしている」、「運転者の資格を満たさないものが業務に当たっている」、「運輸支局に未届けの持ち込み車両で業務を行っている」という告発があり、横須賀市は内部調査をし、速やかに運転者の資格要件等を整えるよう事業所に指示をしました。その後、令和6年度第1回協議会において、一連の流れに対する改善報告書が同事業所より提出され、事業所の理事長より、調査結果や問題が起こったことに対する今後の再発防止策について報告が行われました。

しかしながら、令和6年度第3回協議会において、届け出をしていない運送区域の利用者を運送していたことが明らかとなり、本来であれば更新が行われていたところ、度重なる事業所の管理体制について問題が改善されているとは言えず、運輸局の指導が必要との判断により、更新は保留となりました。

これを受け、令和7年3月に事業所の職員と横須賀市事務局が関東運輸局神

奈川運輸支局に伺い、福祉有償運送の規定や参考書式の使い方、運送の記録方法についての説明・指導を受けました。

今回提出している改善報告書は、運輸支局からの指導を受け、事業所がどのように体制を改善したかということについて、事業所の宮川理事長より、報告していただくものです。

それでは、宮川理事長よろしく申し上げます。

(事業者)

理事長の宮川です。よろしく申し上げます。

当事業所においては、杜撰な管理体制が度々問題となり、その都度お時間をいただいております、申し訳ございません。前回ご指摘いただいた内容となりますが、有償運送に関する責任者が変わったこと、また、書類の整理がされておらず、十分な引継ぎが行われていなかったことが原因と考え、現在は専任の者が就いており、各体制の強化、また、各種様式の導入により管理体制の整備を進めております。

まず、事故処理対応につきましては、運行管理者を正副の2名配置としております。また、運転者台帳、アルコールチェック表についても、十分な管理、確認体制が整えられておりませんでした。が、運輸支局による指導を受け、様式の導入、チェック体制の強化を行いました。

乗務記録、苦情処理整理簿についても様式を導入し、十分な記録が取れるよう、体制を整えております。

(横須賀市事務局)

ただ今、改善報告について宮川理事長より説明していただきましたが、事務局より1点補足説明をさせていただきます。

この後の報告事項となりますが、今回の更新手続きにあたり、旅客の範囲及び台数の変更について、前回の協議会后に誤りのある届け出を運輸支局に提出したことが判明しております。

今回、同事業所から軽微変更を3件提出しておりますが、3月28日付の軽微変更において、旅客の範囲の要支援認定者を対象から外す届出をしております。この届出については、事業所の事務担当者の方が、利用者に要支援認定者がいないものと認識し、今後、要支援認定者を運送する可能性があることを考慮せず、届出時における利用者資格の範囲で届出をすると勘違いをし、旅客の範囲の縮小の届出をしたということでした。

その後、今回の更新時に改めて利用者の資格を精査したところ、要支援者認定者がおり、これまでと同様に要支援認定者の運送をするとのことで、改めて今回の協議会において、要支援認定者を運送する旅客の範囲に加えております。

この件につきまして、運輸支局の岩松様にご相談をさせていただきましたが、実態は従前と変わっていないものの、運行範囲の縮小を誤って提出した事実があるため、今回の協議会で更新と同時に運行範囲の拡大協議にかけさせていただければと思います。

また、軽微変更における台数誤りにつきましては、軽微変更の資料に概略をまとめた資料を添付しております。

こちらは、事業所担当者の確認不足とチェック体制に原因があるものと考え

	ており、横須賀市としましては、今後、運輸支局に提出する書類は、必ず横須賀市に事前に提出してもらうことを事業所に依頼しました。 以上となります。 (会 長) ただ今、事業所及び横須賀市事務局からご説明がありました改善報告等につきまして、ご質問等はございますでしょうか。 (意見等無し) (会 長) 運輸支局の岩松さん。前任の新井さんがご丁寧に指導してくださったと思いますが、今回、事業所からの改善報告を受けて、支局としてご意見はありますでしょうか。 (岩松代理) 改善報告書を拝見し、前任の新井から指導させていただいた内容に関しては、改善される意向があることを確認できました。 横須賀市事務局からご説明のあった車両数については、誤った届出が続いていると思いますが、車両数の管理はどのようにされているのでしょうか。 (事業者) 今年度から車両数の管理をしています島崎と申します。よろしくお願いいたします。 現在は、車両が入ってきた時点で早急に車検証等を取り寄せ、早急に軽微変更手続きを行えるように体制を整えております。 また、運輸支局への申請において分からないことは、必ず運輸支局や横須賀市へ確認をし、間違いがないように進めさせていただいております。 (岩松代理) ありがとうございます。今後、手続きに関わらず、不明な点がある場合はご相談いただければと思います。 (会 長) 他にご質問等はありませんでしょうか。 私から、改善報告の「安全な運転のための確認表（アルコールチェック）」について、今年の安全運転管理者講習会で示された内容を補足説明させていただきます。 1点目は、対面式のチェック体制についてです。改善報告において、チェック体制を整えている旨の報告がありましたが、病気やケガなど、様々なトラブルが発生しないとは限りません。本来は対面での確認が原則ですが、それが困難な場合には、これに準じた適宜な方法で、例えば、携帯電話等により運転者と直接対話するなど、声の調子等を確認する対応なども考えられています。 また、外部への委託を認めるケースもあるそうですので、十分に注意して履
--	---

行されますようお願いいたします。

2点目は、改善報告の別添2「安全な運転のための確認表」の運行の安全確保のための指示内容欄についてです。ご提出された資料に記載はございませんが、今年度の安全運転管理者講習会では、定例的な文言記載の連続ではなく、その都度時宜に応じた指示をすることが求められています。雨天時であれば、見通しが悪くなる交差点内の侵入には、より一層の注意、徐行、確認行為を徹底する指示などをするというものです。ぜひ、安全な運転に取り入れて頂きますようお願いいたします。私からは以上です。

(会 長)

それでは、「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の更新申請および運送する旅客の範囲の拡大協議に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(横須賀市事務局)

それでは「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の更新登録の申請についてご説明いたします。

更新の内容につきましては、前回、令和6年度第3回協議会に提出した資料と内容はほとんど変わりませんが、「更新登録申請の概要」に沿って説明いたします。

「1 運送主体」は「特定非営利活動法人、三浦半島高齢者福祉事業所」、代表者は「宮川 とみ子 氏」、主たる事業所の所在地は「横須賀市荻野9-13」です。定款や登記事項証明書につきましては、資料のとおりです。現在の登録満了日は令和7年11月19日となります。

「2 運送の区域」ですが、これまでの横須賀市、三浦市、葉山町に加えて、前回の協議会で承認されました、逗子市が追加となっております。

「3 旅客から収受する対価」は初乗り2kmまで320円。加算料金は2kmを超え5kmまでに250m増すごとに40円、5kmを超え、250m増すごとに30円の加算。介護保険適用外の場合、乗降介助料金は1,060円です。複数乗車は「有」となります。

「4 運送する旅客の範囲」ですが、現在の登録利用者は93名です。

「5 (1) 法令遵守」につきましては、当該法人の役員全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

「5 (2) 必要な車両」ですが、車いす車が5台、セダン型車両が17台の合計22台であり、その内、持ち込み車両が9台です。持ち込み車両については、契約書を添付しておりますので、ご確認ください。

「5 (3) 運転者の確保」については、運転者が23名おり、前回の更新時から新規で登録されている運転者は14名です。講習受講状況ですが、運転者講習が1名、介護福祉士、セダン等運転者講習を13名が受講しております。修了証を添付しておりますので、ご確認ください。

「5 (4) ~ (6)、(8) 運行管理体制・整備管理責任体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制」については、それぞれ運行管理マニュアルにより、適切な管理や整備等を行っております。

	最後に「（７）損害賠償措置」につきましては、対人対物無制限の補償金額を賠償するための措置を講じており、宣誓書を添付しております。 概要は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 （会 長） ありがとうございました。 ただいま横須賀市事務局から説明がありました件につきまして、質問等がございますでしょうか。 （市川委員） 資料の車検証の内、車両「横浜581 な 1562」は車検証待ちと記載があるかと思いますが、これはどのような状況でしょうか。 （横須賀市事務局） 横須賀市で最新の車検証を事業所より受け取っておりますが、差し替えが間に合いませんでした。申し訳ございません。 （会 長） その他はいかがでしょうか。 改善報告を受けての更新となりますが、運輸支局の岩松さんいかがでしょうか。 （岩松代理） 管理体制を見ても、運行管理の責任者が複数名いるというところで、我々が指摘させていただいたところは、改善されていると思います。 （会 長） 軽微なミスや人的なミスはあるかと思いますが、申請行為等につきましては、先ほどの改善報告にもありましたように、運輸支局並びに横須賀市によく相談し、誤りのないような体制づくりを整えていただきたいと思います。 それでは、更新申請及び旅客の範囲の拡大につきまして、協議が調ったということでしょうか。 （「異議なし」の声多数） （会 長） それでは、事業所の方ありがとうございました。退席していただいて結構です。横須賀市の事務局の方は自席にお戻りください。 続きまして、「福祉クラブ生活協同組合」の更新申請に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。 （事務局） 「福祉クラブ生活協同組合」の更新申請につきましては、登録事項に変更のない更新となりますので、設置要綱第9条第1項第5号の規定により、事前に
--	---

書面表決をお願いしていたものです。

現在までのところ、委員24名のうち、20名の委員より、本件更新申請について承認する旨の表決書が提出されておりますが、書面表決による協議については、規定により、全会一致である場合に限り、協議会に代えることができるものとされています。

また、本日一部資料の差し替えもございましたので、改めて委員の皆様にお諮りしたいと存じます。以上です。

(会 長)

本件の更新申請につきまして、質問等はございますでしょうか。

(質問等なし)

(会 長)

それでは、「福祉クラブ生活協同組合」の更新申請につきましては、協議が調ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

(会 長)

それでは、以上で「福祉クラブ生活協同組合」の更新登録申請についての協議を終了いたします。

● 変更届出書の報告について

(会 長)

続きまして、「次第5」の「報告(1) 変更届出書の報告について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告となります。横須賀市6件、鎌倉市2件、逗子市1件を報告させていただきます。

(会 長)

それでは、横須賀市、鎌倉市、逗子市の順で、それぞれの事務局は自席から報告してください。質問は、各市の報告後に伺います。

まず、横須賀市事務局からお願いします。

(横須賀市事務局)

それでは、横須賀市事務局から報告させていただきます。

最初に「社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会」の軽微変更についてです。

令和7年1月21日付けで車両台数に関する変更の届出がありました。持ち込みのセダン等車両が1台減となり、車両の合計台数が15台から14台と変更されております。

	次に「社会福祉法人 あまね」の軽微変更についてです。 こちらは、令和7年4月1日付けで車両の合計台数及び内訳台数に変更がありました。持ち込みのセダン等普通乗用車が1台、軽自動車が3台の合計4台減で、持ち込み台数が0台となりました。また、事業所で所有のセダン等軽自動車の台数が3台から6台へ増となり、結果として、車両の合計台数は8台から7台へ変更されております。 次に「NPO法人 たけのこ会」の軽微変更についてです。 こちらは、令和7年5月15日付けで車両の合計台数と内訳台数に変更がありました。事業所で所有する車椅子車両の軽自動車の台数が2台から3台へ増となり、持ち込みのセダン等普通乗用車が1台、軽自動車2台の合計3台の減で、持ち込み台数が13台となり、車両の合計台数としては19台から17台、2台の減となる変更の届け出がありました。 最後に「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」の軽微変更についてです。更新申請時にもご説明させていただいた内容のため重複いたしますが、簡単にご説明させていただきます。同事業所の軽微変更については誤りが多く、内容が分かりづらいため、1枚にまとめた資料を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。 まず、令和7年3月28日付けの軽微変更です。車両台数が24台から18台への変更となっておりますが「旧」欄に記載の24台は、令和6年度当初の台数を記載しており、実際とは誤った内容となっております。実際には19台から18台の車両台数の減となります。 次に、令和7年4月18日付けの軽微変更です。車両台数の18台から22台への変更については正しい内容ですが、持ち込み台数の記載に誤りがありました。実際は、セダン車の所有を1台増加し、持ち込み車両を3台の追加となり、令和7年6月17日付けの届け出で、修正をしております。 また、令和7年3月28日付けの届け出で、旅客の範囲である要支援者認定者を削除するという届出書を出しており、こちらについては、先ほどの更新申請の協議時に拡大協議を行い、承認をいただきました。以上となります。 (会 長) ただ今の横須賀市事務局からの報告について、ご質問はありますでしょうか。 (質問等なし) (会 長) それでは、次に鎌倉市事務局の方お願いいたします。 (鎌倉市事務局) 鎌倉市から「福祉クラブ生活協同組合 ワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら」及び「福祉クラブ生協協同組合 ワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の2事業所における軽微変更の報告をします。 まず、「らら・むーぶ・かまくら」における車両台数の変更についてです。令和7年6月6日付けで、持ち込みのセダン等車両を1台増車しており、車両台数が16台から17台へ変更されております。
--	--

次に、「らら・むーぶ・逗子葉山」における車両台数の変更についてです。
運転者が3名退職されたことに伴い、令和7年6月2日付けで持ち込みのセダン等車両を3台減車し、車両台数が7台から4台へ変更されております。
本市の軽微変更に係る説明は以上です。

(会 長)

ただ今の鎌倉市事務局からの報告について、ご質問はありますでしょうか。

(質問等なし)

(会 長)

それでは、次に逗子市事務局の方お願いいたします。

(逗子市事務局)

逗子市から「特定非営利活動法人 ワークスコレクティブ くるまやさん」の車両台数の変更について報告します。

令和6年7月26日付けで、セダン等の持ち込み台数が10台であったところ、11台となり、合計台数が14台から15台に変更されております。

こちらの申請につきましては、本来であれば前年度の協議会においてご報告すべき内容でしたが、軽微変更の届出が遅れてしまい、本日の協議会にてご報告とさせていただきます。申し訳ございません。

(会 長)

ただ今の逗子市事務局からの報告について、ご質問はありますでしょうか。

(質問等なし)

● 令和6年度実績報告書について

(会 長)

それでは、次に「次第5」の「報告(2) 令和6年度実績報告書について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

令和6年度実績報告書につきまして、事務局からご報告いたします。
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの実績報告は、横須賀市から11件、鎌倉市から2件、逗子市から1件、三浦市から1件、計15件が提出されております。

また、事故報告が1件ございますので、詳細については横須賀市の担当よりご説明させていただきます。

(会 長)

それでは横須賀市事務局は自席から報告をしてください。

	(横須賀市事務局) 令和6年度実績報告に係る事故報告について、ご説明させていただきます。 この事故については「NPO法人 たけのこ会」からの事故報告となります。 当該事故は、令和6年5月7日（火）午前9時半ごろ、事故現場は「横須賀市栗田2丁目の交差点」で発生しております。 事故内容としましては、事故現場付近に在住の有償運送ご利用様の自宅から、作業所へ送迎しようとして車両を停止していたところ、後続の車が追突した、いわゆる「もらい事故」となります。 事故の対応としまして、事故現場がご利用様の自宅の付近であったため、利用者様のご自宅に連絡をし、ご親族の方に確認していただいております。 当初、けが等は無いということでしたが、念のため救急車を呼び、病院で診察を受けたところ、首に軽度の捻挫があるという診断結果でしたが、すぐに症状が無くなったため、通院は行わなかったという報告を受けております。 また、事故車両の運転手にもけが等はなかったと聞いております。 こちらの事故については、相手方の100%過失ということで、相手方も認めておりますので、利用者様の診療費、事故車両の修繕に関する代金等は全額、相手方の任意保険で負担したとご報告を受けております。 事故報告は以上です。 (会 長) この件についてご質問がありましたらお願いいたします。 (質問等なし) (会 長) ご質問がないようでしたら、以上で「報告2」を終了いたします。 次に「次第6」の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。 (事務局) 次回以降の会議の開催については、協議案件が前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、すべての委員から書面にて承認が得られた場合には、設置要綱第9条第2項第2号の規定に基づき、書面協議により、協議会に代えることができることとなっております。 よって、次回以降の会議につきまして、新規申請・変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合は、書面協議のみで行うことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。 (会 長) ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。 ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。 (「異議なし」の声多数)
--	--

	(会 長) ご質問がないようでしたら、その他を終了いたします。 以上で本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かありますでしょうか。 (事務局長) ありがとうございました。 次回の協議会は、11月14日を予定しております。 近くなりましたら、正式な開催通知等をお送りいたしますので、取り急ぎ日程の確保をお願いいたします。事務局からは以上です。 (会 長) それでは、以上をもちまして令和7年度第1回運営協議会を終了させていただきます。 長時間にわたり、皆様のご協力をいただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。
--	--